

【労働者調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

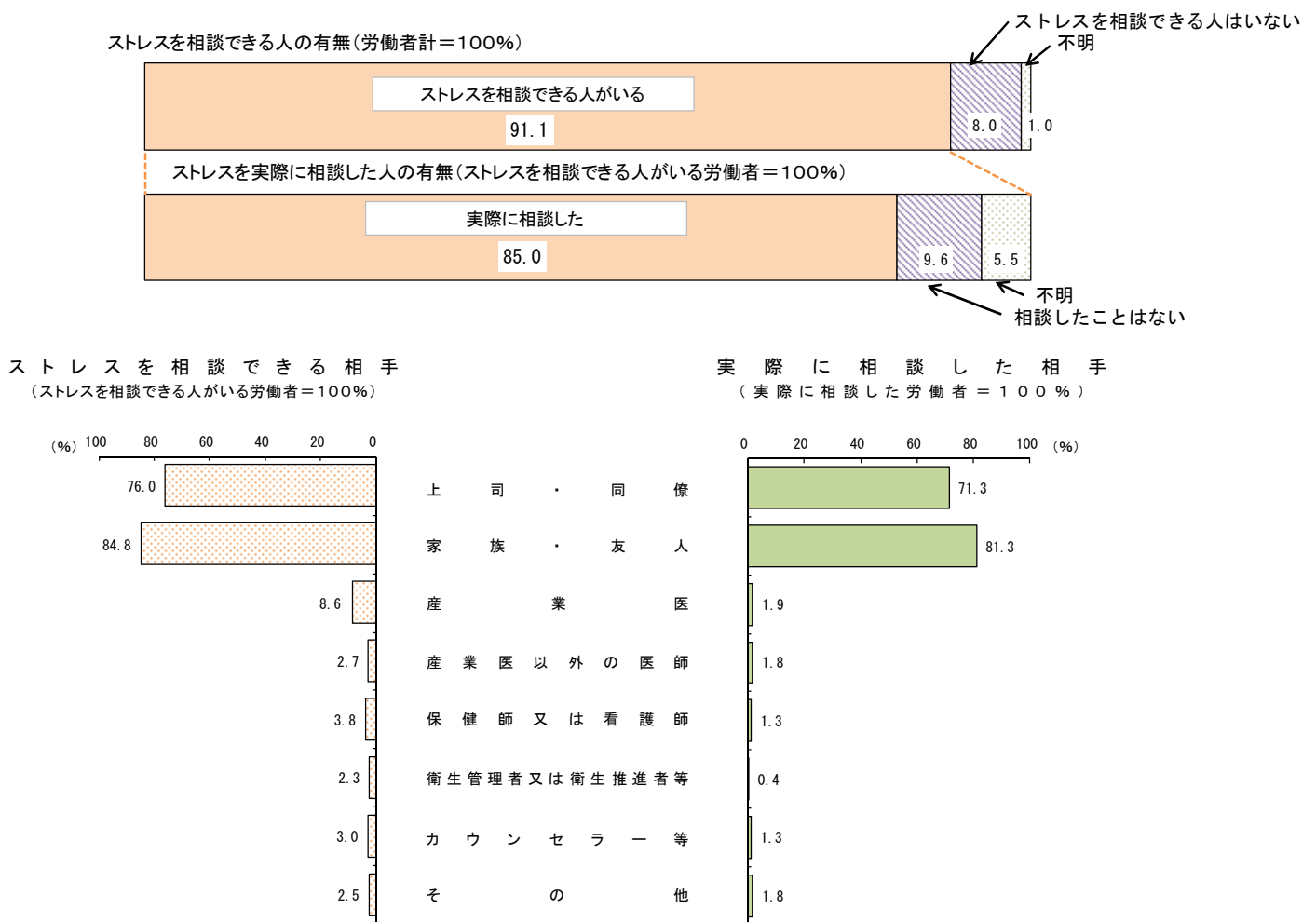
現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス(以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて「ストレス」という。)について相談できる人がいる労働者の割合は91.1%[平成27年調査84.6%]となっている。

相談できる相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が84.8%[同83.1%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が76.0%[同77.9%]となっている。(第5図、第26表)

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は85.0%[同78.1%]となっている。

実際に相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が81.3%[同77.7%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が71.3%[同73.2%]となっている。(第5図、第27表)

第5図 ストレスを相談できる相手及び実際に相談した相手(平成28年)



第 26 表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	相談できる人がいる		相談できる相手 (複数回答)								相談できる人はいない	不明
				上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
平成28年	100.0	91.1	(100.0)	(76.0)	(84.8)	(8.6)	(2.7)	(3.8)	(2.3)	(3.0)	(2.5)	8.0	1.0
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	96.3	(100.0)	(80.4)	(94.2)	(1.9)	(-)	(0.6)	(0.0)	(-)	(0.1)	3.7	-
20～29歳	100.0	92.6	(100.0)	(76.2)	(93.4)	(7.1)	(2.1)	(2.9)	(2.1)	(2.9)	(3.0)	6.6	0.8
30～39歳	100.0	93.0	(100.0)	(80.9)	(86.7)	(9.3)	(2.9)	(4.0)	(3.1)	(3.6)	(2.7)	6.6	0.4
40～49歳	100.0	92.8	(100.0)	(75.7)	(84.1)	(8.8)	(2.1)	(4.8)	(2.0)	(2.2)	(2.0)	6.8	0.3
50～59歳	100.0	87.7	(100.0)	(71.1)	(84.4)	(10.5)	(3.9)	(3.5)	(2.4)	(3.7)	(2.1)	10.2	2.1
60歳以上	100.0	84.3	(100.0)	(73.7)	(64.0)	(4.7)	(2.7)	(1.7)	(1.2)	(2.8)	(4.2)	13.0	2.7
60～64歳	100.0	85.6	(100.0)	(76.7)	(67.3)	(5.6)	(3.6)	(2.8)	(1.9)	(4.6)	(1.6)	14.1	0.3
65歳以上	100.0	82.3	(100.0)	(69.2)	(59.0)	(3.3)	(1.3)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(8.1)	11.4	6.4
(性別)													
男	100.0	88.5	(100.0)	(76.8)	(82.1)	(11.7)	(3.2)	(4.5)	(3.0)	(3.0)	(2.1)	10.3	1.2
女	100.0	94.8	(100.0)	(74.8)	(88.4)	(4.6)	(2.1)	(2.9)	(1.4)	(3.0)	(3.0)	4.5	0.7
(就業形態)													
正社員	100.0	91.4	(100.0)	(76.6)	(85.0)	(10.0)	(2.8)	(4.4)	(2.5)	(3.5)	(2.2)	7.7	0.8
契約社員	100.0	89.1	(100.0)	(76.6)	(80.5)	(6.4)	(4.0)	(2.4)	(2.4)	(3.2)	(3.3)	8.0	2.9
パートタイム労働者	100.0	91.4	(100.0)	(73.4)	(85.8)	(3.6)	(1.7)	(1.2)	(1.3)	(0.8)	(2.8)	7.7	1.0
臨時・日雇労働者	100.0	97.4	(100.0)	(61.9)	(99.8)	(0.1)	(-)	(0.6)	(-)	(0.6)	(6.1)	2.6	-
派遣労働者	100.0	81.0	(100.0)	(70.9)	(83.6)	(6.2)	(1.4)	(3.2)	(1.7)	(0.5)	(6.6)	18.9	0.1
平成27年	100.0	84.6	(100.0)	(77.9)	(83.1)	(9.0)	(3.8)	(4.4)	(2.6)	(3.6)	(2.5)	7.2	8.2

第 27 表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談できる人がいる労働者計 ¹⁾	実際に相談した		実際に相談した相手 (複数回答)								相談したことはない	不明	
				上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他			
平成28年	[91.1]	100.0	85.0	(100.0)	(71.3)	(81.3)	(1.9)	(1.8)	(1.3)	(0.4)	(1.3)	(1.8)	9.6	5.5
(年齢階級)														
20歳未満	[96.3]	100.0	90.6	(100.0)	(64.6)	(71.1)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	4.7	4.7
20～29歳	[92.6]	100.0	87.1	(100.0)	(69.9)	(90.2)	(0.9)	(1.1)	(0.6)	(0.2)	(1.1)	(1.9)	10.4	2.5
30～39歳	[93.0]	100.0	89.2	(100.0)	(77.0)	(84.5)	(2.1)	(1.9)	(2.0)	(1.0)	(1.3)	(1.7)	7.1	3.7
40～49歳	[92.8]	100.0	83.2	(100.0)	(72.1)	(79.4)	(2.0)	(1.8)	(0.6)	(0.3)	(0.8)	(1.3)	9.3	7.5
50～59歳	[87.7]	100.0	82.5	(100.0)	(65.2)	(81.8)	(2.7)	(2.5)	(1.9)	(0.2)	(1.7)	(1.7)	11.2	6.3
60歳以上	[84.3]	100.0	80.3	(100.0)	(68.3)	(57.5)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(0.1)	(2.6)	(4.1)	12.8	7.0
60～64歳	[85.6]	100.0	77.4	(100.0)	(67.2)	(61.0)	(1.4)	(2.1)	(1.3)	(0.2)	(4.4)	(0.8)	13.9	8.7
65歳以上	[82.3]	100.0	84.6	(100.0)	(69.9)	(52.8)	(0.0)	(1.0)	(0.1)	(-)	(0.1)	(8.6)	11.1	4.3
(性別)														
男	[88.5]	100.0	81.7	(100.0)	(72.4)	(77.6)	(2.6)	(2.3)	(1.5)	(0.4)	(0.8)	(1.2)	13.1	5.2
女	[94.8]	100.0	89.4	(100.0)	(70.0)	(85.9)	(1.1)	(1.3)	(0.9)	(0.5)	(1.8)	(2.4)	4.8	5.7
(就業形態)														
正社員	[91.4]	100.0	84.5	(100.0)	(72.6)	(81.0)	(2.3)	(2.0)	(1.5)	(0.4)	(1.5)	(1.5)	10.1	5.5
契約社員	[89.1]	100.0	83.5	(100.0)	(68.1)	(81.3)	(0.6)	(1.9)	(1.0)	(0.6)	(0.9)	(1.6)	9.8	6.7
パートタイム労働者	[91.4]	100.0	88.2	(100.0)	(68.5)	(83.1)	(0.8)	(1.3)	(0.2)	(0.6)	(0.4)	(2.6)	6.6	5.2
臨時・日雇労働者	[97.4]	100.0	93.2	(100.0)	(36.5)	(84.2)	(-)	(-)	(0.7)	(-)	(0.6)	(6.6)	5.4	1.4
派遣労働者	[81.0]	100.0	84.4	(100.0)	(59.3)	(78.2)	(1.4)	(1.0)	(1.9)	(0.2)	(0.3)	(3.8)	13.0	2.6
平成27年	[84.6]	100.0	78.1	(100.0)	(73.2)	(77.7)	(2.9)	(2.1)	(2.1)	(0.7)	(1.8)	(1.9)	16.2	5.6

注:1) []は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がいる労働者」の割合である。

さらに、「ストレスを実際に相談した」とした労働者のうち、ストレスが「解消された」労働者の割合は 31.7%[同 31.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は 60.3%[同 59.2%]となっている(第 28 表)。

第 28 表 相談後のストレスの解消状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを実際に相談した労働者計 ¹⁾		ストレスの解消状況			不明
			解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	
平成28年	[85.0]	100.0	31.7	60.3	5.6	2.5
(年齢階級)						
20歳未満	[90.6]	100.0	48.0	44.2	0.6	7.1
20～29歳	[87.1]	100.0	37.7	55.7	4.8	1.7
30～39歳	[89.2]	100.0	31.9	58.3	6.6	3.2
40～49歳	[83.2]	100.0	26.3	66.2	4.8	2.7
50～59歳	[82.5]	100.0	30.8	60.1	7.1	1.9
60歳以上	[80.3]	100.0	40.9	54.1	2.4	2.6
60～64歳	[77.4]	100.0	42.5	52.2	3.6	1.8
65歳以上	[84.6]	100.0	38.7	56.9	0.7	3.7
(性別)						
男	[81.7]	100.0	32.6	58.0	6.7	2.7
女	[89.4]	100.0	30.5	62.9	4.2	2.4
(就業形態)						
正社員	[84.5]	100.0	29.1	62.1	6.3	2.5
契約社員	[83.5]	100.0	33.9	58.3	5.2	2.6
パートタイム労働者	[88.2]	100.0	42.9	52.5	2.1	2.6
臨時・日雇労働者	[93.2]	100.0	39.3	58.0	-	2.7
派遣労働者	[84.4]	100.0	31.6	58.2	9.1	1.1
平成27年	[78.1]	100.0	31.1	59.2	5.4	4.2

注:1) []は、「ストレスを相談できる人がいる労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

(2) 仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 59.5%[平成 27 年調査 55.7%]となっている。

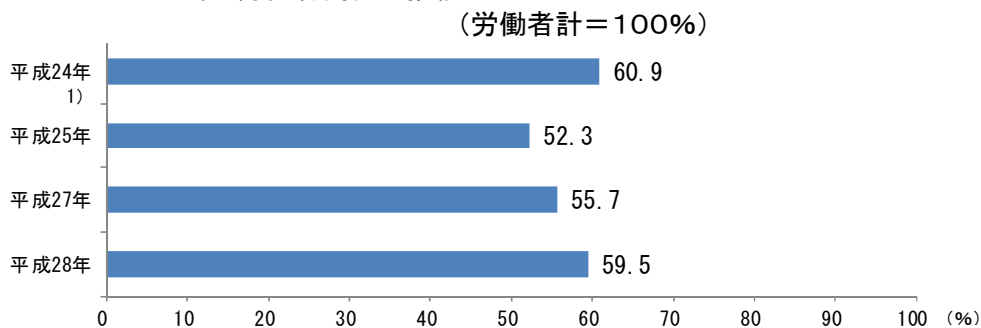
強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が 53.8%[同 57.5%]と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が 38.5%[同 33.2%]、「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」が 30.5%[同 36.4%]となっている。(第 29 表、第6図、第7図)

第 29 表 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位:%)

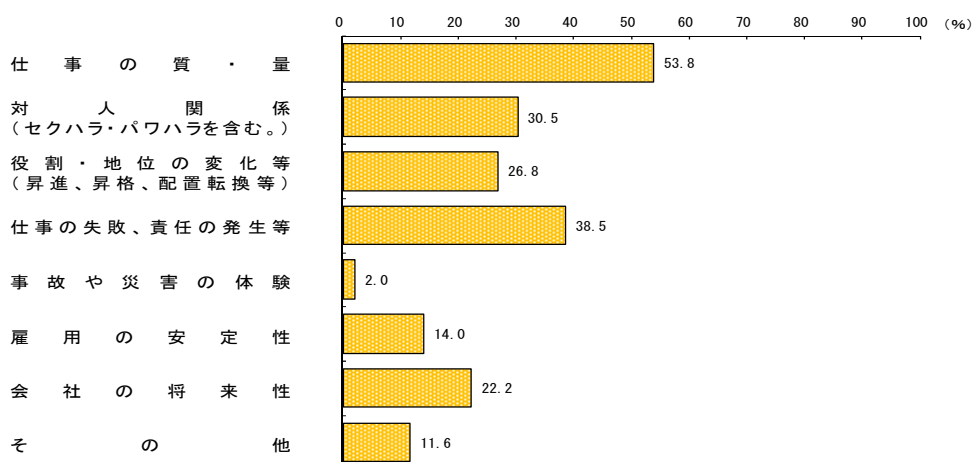
区 分	労働者計	強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)										強いストレスとなっていない事柄がない	不明	
		強いストレスとなっていると感じる事柄がある	仕事の質・量	対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)	役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	仕事の失敗、責任の発生等	事故や災害の体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	不明			
平成28年	100.0	59.5	(100.0)	(53.8)	(30.5)	(26.8)	(38.5)	(2.0)	(14.0)	(22.2)	(11.6)	(0.3)	40.0	0.5
(年齢階級)														
20歳未満	100.0	46.9	(100.0)	(46.8)	(19.7)	(5.1)	(47.7)	(-)	(6.4)	(3.9)	(30.1)	(-)	52.8	0.3
20～29歳	100.0	59.8	(100.0)	(53.1)	(32.2)	(15.2)	(48.7)	(1.5)	(13.2)	(17.9)	(12.8)	(0.2)	39.3	1.0
30～39歳	100.0	64.1	(100.0)	(56.6)	(32.1)	(31.7)	(41.5)	(1.1)	(13.2)	(19.8)	(9.8)	(0.0)	35.8	0.1
40～49歳	100.0	59.2	(100.0)	(56.9)	(30.5)	(29.1)	(36.3)	(2.6)	(15.5)	(24.0)	(10.8)	(0.2)	40.0	0.8
50～59歳	100.0	61.3	(100.0)	(51.2)	(30.8)	(25.8)	(33.3)	(2.4)	(13.3)	(29.1)	(12.9)	(0.7)	38.5	0.2
60歳以上	100.0	43.2	(100.0)	(38.2)	(19.0)	(29.5)	(27.4)	(1.6)	(15.8)	(11.4)	(13.9)	(0.6)	56.8	0.0
60～64歳	100.0	39.3	(100.0)	(54.1)	(29.9)	(19.7)	(27.7)	(1.2)	(19.6)	(12.2)	(11.5)	(1.1)	60.7	0.0
65歳以上	100.0	48.9	(100.0)	(19.7)	(6.2)	(40.9)	(27.0)	(2.1)	(11.4)	(10.5)	(16.8)	(-)	51.1	-
(性別)														
男	100.0	59.9	(100.0)	(57.5)	(26.3)	(30.7)	(39.1)	(2.9)	(14.3)	(27.5)	(10.3)	(0.1)	39.7	0.4
女	100.0	58.9	(100.0)	(48.5)	(36.7)	(21.1)	(37.5)	(0.6)	(13.7)	(14.5)	(13.4)	(0.5)	40.4	0.6
(就業形態)														
正社員	100.0	62.0	(100.0)	(56.7)	(31.6)	(30.5)	(39.1)	(2.3)	(10.5)	(24.8)	(10.5)	(0.1)	37.5	0.5
契約社員	100.0	59.2	(100.0)	(42.8)	(24.1)	(16.6)	(42.0)	(1.2)	(31.1)	(13.7)	(8.9)	(-)	40.8	0.1
パートタイム労働者	100.0	46.9	(100.0)	(45.8)	(28.3)	(12.8)	(32.7)	(0.2)	(16.8)	(13.5)	(20.9)	(1.7)	52.6	0.5
臨時・日雇労働者	100.0	40.5	(100.0)	(18.6)	(28.0)	(0.3)	(79.2)	(-)	(27.6)	(-)	(6.1)	(-)	59.5	-
派遣労働者	100.0	65.0	(100.0)	(35.4)	(25.6)	(5.7)	(31.0)	(0.6)	(68.1)	(8.8)	(7.9)	(-)	35.0	-
平成27年	100.0	55.7	(100.0)	(57.5)	(36.4)	(23.9)	(33.2)	(1.9)	(14.7)	(20.3)	(11.5)	(0.6)	43.6	0.7

第6図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



注:1) 平成 24 年は労働者健康状況調査の結果による。

第7図 強いストレスとなっていると感じている事柄(主なもの3つ以内)(平成 28 年)
(強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者=100%)



2 喫煙に関する事項

(1) 職場における喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は 25.3%[平成 27 年調査 25.1%]となっている(第 30 表)。

第 30 表 職場での喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成 28 年	100.0	25.3	74.6	0.1
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	3.0	97.0	-
20～29歳	100.0	20.3	79.6	0.1
30～39歳	100.0	29.5	70.4	0.1
40～49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50～59歳	100.0	23.6	76.3	0.2
60歳以上	100.0	22.8	77.2	0.0
60～64歳	100.0	27.4	72.6	0.0
65歳以上	100.0	16.1	83.9	-
(性別)				
男	100.0	35.9	63.9	0.1
女	100.0	10.0	89.9	0.0
平成 27 年	100.0	25.1	74.7	0.2

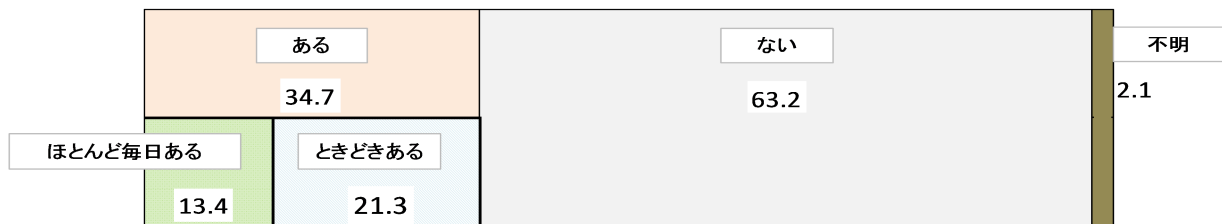
(2) 受動喫煙の状況

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」の 13.4%、「ときどきある」の 21.3%を合わせて 34.7%[平成 27 年調査 32.8%]となっている(第 8 図、第 9 図、第 31 表)。

職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は 18.8%[同 18.4%]となっている。これを「職場で受動喫煙がある」とした労働者でみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は 37.1%となっている。(第 8 図、第 32 表)

第 8 図 受動喫煙の状況(平成 28 年)

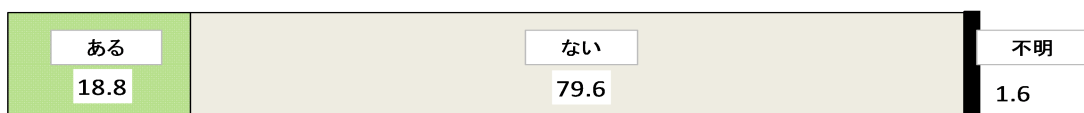
職場での受動喫煙の有無(労働者計=100%)



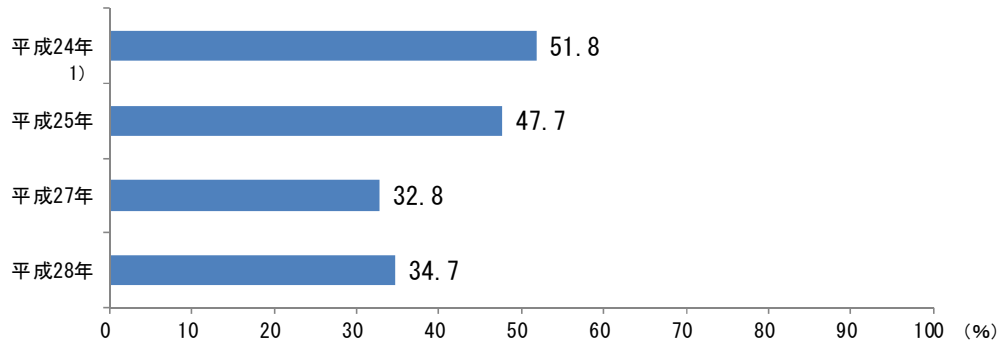
職場での受動喫煙に関して不快に感じること、
体調が悪くなることの有無
(職場での受動喫煙がある労働者=100%)



職場での受動喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無(労働者計=100%)



第9図 受動喫煙があるとする労働者割合の推移
(労働者計=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

第31表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	受動喫煙 がある	受動喫煙 がある		受動喫煙 がない	不明
			ほとんど毎日 ある	ときどきある		
平成28年	100.0	34.7	13.4	21.3	63.2	2.1
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	54.4	24.5	29.9	45.6	-
20～29歳	100.0	38.4	12.7	25.7	61.3	0.2
30～39歳	100.0	37.9	17.6	20.3	60.9	1.2
40～49歳	100.0	32.8	11.2	21.5	66.0	1.3
50～59歳	100.0	35.0	14.3	20.7	64.3	0.7
60歳以上	100.0	23.3	7.1	16.2	61.6	15.0
60～64歳	100.0	24.5	7.6	16.8	64.9	10.7
65歳以上	100.0	21.7	6.3	15.3	56.9	21.4
(性別)						
男	100.0	40.6	17.9	22.7	57.8	1.6
女	100.0	26.2	6.9	19.3	71.0	2.8
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	49.5	32.7	16.8	47.4	3.1
喫煙しない	100.0	29.7	6.9	22.8	68.6	1.7
不明	100.0	-	-	-	7.9	92.1
平成27年	100.0	32.8	12.2	20.6	66.6	0.6

第32表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある		不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがない	不明
			よくある	たまにある		
平成28年	100.0	18.8	4.5	14.3	79.6	1.6
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	25.4	4.1	21.3	74.6	-
20～29歳	100.0	16.8	4.2	12.6	83.1	0.1
30～39歳	100.0	19.5	4.4	15.1	79.4	1.1
40～49歳	100.0	19.1	4.4	14.7	79.5	1.4
50～59歳	100.0	20.2	5.6	14.6	79.2	0.6
60歳以上	100.0	15.7	2.9	12.8	75.4	8.9
60～64歳	100.0	19.7	2.5	17.2	77.7	2.6
65歳以上	100.0	9.9	3.5	6.4	72.1	18.0
(性別)						
男	100.0	19.0	4.7	14.3	80.3	0.7
女	100.0	18.5	4.2	14.3	78.6	2.8
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	11.8	0.6	11.3	87.7	0.5
喫煙しない	100.0	21.2	5.9	15.3	77.0	1.8
不明	100.0	-	-	-	9.0	91.0
(受動喫煙の有無)						
ある	100.0	37.1	10.7	26.4	62.8	0.1
ほとんど毎日ある	100.0	35.2	13.6	21.5	64.8	0.1
ときどきある	100.0	38.3	9.0	29.4	61.6	0.0
ない	100.0	9.3	1.2	8.1	90.3	0.4
不明	100.0	3.6	0.2	3.4	33.7	62.7
平成27年	100.0	18.4	4.7	13.7	80.7	0.8

(3) 受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として職場に望むことがある労働者の割合は62.5% [平成27年調査57.6%]となっている。

喫煙場所の設定(単一回答)をみると、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること」が39.2%[同36.0%]と最も多く、次いで「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること」が26.2%[同28.6%]となっている。(第33表)

第33表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定)別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定) (単一回答)							何も望むことはない	不明
		職場に望むことがある	禁煙場所の設定として	屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること	事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙にすること	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の喫煙場所は禁煙にすること	左記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分すること		
平成28年 (年齢階級)	100.0	62.5	(100.0)	(26.2)	(24.3)	(39.2)	(5.1)	(5.2)	35.4	2.1
20歳未満	100.0	73.7	(100.0)	(36.0)	(14.7)	(32.9)	(8.2)	(8.2)	26.3	-
20~29歳	100.0	59.5	(100.0)	(21.1)	(25.4)	(46.8)	(3.4)	(3.1)	39.9	0.7
30~39歳	100.0	64.0	(100.0)	(24.9)	(24.9)	(41.5)	(4.1)	(4.6)	35.1	0.8
40~49歳	100.0	62.8	(100.0)	(25.0)	(25.4)	(39.0)	(5.5)	(5.2)	34.2	3.0
50~59歳	100.0	63.4	(100.0)	(31.0)	(23.1)	(34.2)	(6.6)	(5.1)	35.7	0.8
60歳以上	100.0	59.3	(100.0)	(31.0)	(20.6)	(32.9)	(4.8)	(10.6)	32.0	8.7
60~64歳	100.0	63.8	(100.0)	(30.4)	(20.7)	(36.5)	(4.5)	(7.9)	34.5	1.6
65歳以上	100.0	52.8	(100.0)	(32.0)	(20.5)	(26.6)	(5.4)	(15.4)	28.3	19.0
(性別)										
男	100.0	62.3	(100.0)	(24.9)	(21.3)	(41.5)	(6.4)	(5.9)	35.9	1.8
女	100.0	62.7	(100.0)	(28.1)	(28.7)	(36.0)	(3.1)	(4.1)	34.7	2.6
(受動喫煙の有無)										
ある	100.0	69.6	(100.0)	(23.9)	(21.9)	(39.6)	(7.8)	(6.9)	29.6	0.7
ほとんど毎日ある	100.0	69.4	(100.0)	(16.7)	(18.9)	(42.9)	(12.8)	(8.7)	29.6	1.0
ときどきある	100.0	69.8	(100.0)	(28.4)	(23.7)	(37.5)	(4.6)	(5.7)	29.6	0.5
ない	100.0	59.2	(100.0)	(27.9)	(26.4)	(38.5)	(3.1)	(4.1)	39.1	1.7
不明	100.0	43.0	(100.0)	(17.9)	(4.3)	(60.8)	(14.7)	(2.4)	20.9	36.1
平成27年	100.0	57.6	(100.0)	(28.6)	(21.9)	(36.0)	(7.4)	(6.1)	41.6	0.7

また、職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者の割合は55.8%[同 50.8%]となっている。

禁煙場所の設定以外に望む内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること」が52.1%[同 54.2%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること」が47.6%[同 48.1%]となっている。(第34表)

第34表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)別労働者割合

区 分	労働者計	受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある	何も望むことはない	不明
平成28年 (年齢階級)	100.0	55.8	41.2	2.9
20歳未満	100.0	65.5	34.5	-
20～29歳	100.0	52.7	45.8	1.5
30～39歳	100.0	58.0	41.3	0.7
40～49歳	100.0	56.1	39.9	4.0
50～59歳	100.0	58.5	40.0	1.5
60歳以上	100.0	47.4	40.6	12.0
60～64歳	100.0	50.5	46.4	3.1
65歳以上	100.0	43.0	32.2	24.9
(性別)				
男	100.0	54.0	43.4	2.6
女	100.0	58.5	38.1	3.4
(受動喫煙の有無)				
ある	100.0	60.1	38.5	1.4
ほとんど毎日ある	100.0	59.0	39.8	1.3
ときどきある	100.0	60.8	37.7	1.5
ない	100.0	54.2	43.2	2.7
不明	100.0	36.2	26.8	37.0
平成27年	100.0	50.8	47.9	1.3

(単位:%)

区 分	職場に望む受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で	職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答) ²⁾									
		喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気(粉じん・換気量)が70・3mg/立方メートル以上(喫煙席数)立方メートル以上	喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスすること	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定すること	定期的な説明会に安全衛生担当者等が参加すること	喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施すること	喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施すること	左記以外で何らかの対策を実施すること	
平成28年 (年齢階級)	[55.8]	100.0	52.1	47.6	19.7	35.0	13.8	10.4	27.5	22.5	7.7
20歳未満	[65.5]	100.0	13.8	55.4	30.0	5.7	2.8	2.2	27.0	10.9	22.5
20～29歳	[52.7]	100.0	49.4	53.5	23.0	41.2	13.9	10.5	22.8	20.8	5.6
30～39歳	[58.0]	100.0	57.2	49.3	18.8	34.7	10.5	8.0	22.5	19.1	8.1
40～49歳	[56.1]	100.0	50.4	48.8	20.3	36.2	15.8	9.9	23.8	22.5	7.2
50～59歳	[58.5]	100.0	50.7	44.1	17.0	31.3	15.2	12.6	38.6	25.3	8.0
60歳以上	[47.4]	100.0	54.1	34.2	20.8	32.5	13.1	14.3	35.9	30.8	10.1
60～64歳	[50.5]	100.0	48.6	38.6	25.2	38.9	14.2	15.9	35.3	30.5	7.5
65歳以上	[43.0]	100.0	63.5	26.6	13.3	21.5	11.3	11.5	36.9	31.3	14.7
(性別)											
男	[54.0]	100.0	52.6	48.7	19.8	36.1	12.4	10.5	26.0	20.6	7.9
女	[58.5]	100.0	51.5	46.1	19.4	33.7	15.6	10.2	29.4	25.1	7.4
(受動喫煙の有無)											
ある	[60.1]	100.0	52.9	47.4	16.8	34.0	11.9	10.7	25.7	21.6	11.8
ほとんど毎日ある	[59.0]	100.0	56.9	50.2	14.7	29.7	11.7	12.3	24.8	18.9	15.5
ときどきある	[60.8]	100.0	50.4	45.6	18.1	36.6	11.9	9.7	26.3	23.3	9.5
ない	[54.2]	100.0	51.7	47.9	21.5	36.0	15.2	10.4	28.8	22.8	5.3
不明	[36.2]	100.0	51.9	37.5	16.1	21.2	1.9	0.1	14.1	35.3	3.9
平成27年	[50.8]	100.0	54.2	48.1	14.7	34.6	11.7	8.5	27.0	25.1	7.8

注:1) []は、全労働者のうち「受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者」の割合である。

2) 平成27年調査の「職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

3 有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な「鉛業務」、「有機溶剤業務」又は「放射線業務」のいずれかの業務に常時従事した労働者の割合は3.3%となっている。

過去1年間の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「鉛業務」が99.5%、「有機溶剤業務」が95.9%、「放射線業務」が93.7%となっている。(第35表)

第35表 過去1年間に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な業務)

(単位:%)

区分	労働者計	右記の有害業務に常時従事していた	有害業務の種類(複数回答)									左記の有害業務に従事してなかった	不明			
			鉛業務			有機溶剤業務			放射線業務							
			従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾						
	あり	なし		あり	なし		あり	なし								
平成28年 (就業形態別)	100.0	3.3	0.2	(100.0)	(99.5)	(0.5)	2.3	(100.0)	(95.9)	(4.1)	1.1	(100.0)	(93.7)	(6.3)	92.3	4.4
正社員	100.0	3.9	0.2	(100.0)	(99.4)	(0.6)	2.7	(100.0)	(95.6)	(4.4)	1.4	(100.0)	(93.2)	(6.8)	91.9	4.2
契約社員	100.0	2.1	0.5	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	1.2	(100.0)	(94.6)	(5.4)	0.9	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	95.4	2.5
パートタイム労働者	100.0	0.7	0.0	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	0.7	(100.0)	(100.0)	(-)	0.0	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.8	6.5
臨時・日雇労働者	100.0	0.1	0.1	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	-	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	(-)	90.9	9.0
派遣労働者	100.0	5.3	-	(-)	(-)	(-)	5.1	(100.0)	(100.0)	(-)	0.3	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.5	2.2

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。
2) 過去1年間の受診状況による。

また、現在の職場で、現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務に従事した労働者の割合は3.2%となっている。

過去1年間に実施した「粉じん作業」以外の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が86.5%、「石綿等を取り扱う業務」が81.4%となっている。「粉じん作業」の特殊健康診断の受診状況をじん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、過去3年間に実施した「3年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が84.6%、過去1年間に実施した「1年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が71.7%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時の粉じん健康診断の対象者(過去1年間)」が52.9%となっている。(第36表)

第36表 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な業務)

区分	労働者計	右記の有害業務に常時従事したことがある	有害業務の種類(複数回答)							
			特定化学物質を製造し又は取り扱う業務			石綿等を取り扱う業務				
			従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾			
	あり	なし		あり	なし					
平成28年 (就業形態別)	100.0	3.2	1.5	(100.0)	(86.5)	(13.5)	0.5	(100.0)	(81.4)	(18.6)
正社員	100.0	3.8	1.8	(100.0)	(86.5)	(13.5)	0.6	(100.0)	(83.8)	(16.2)
契約社員	100.0	2.0	1.3	(100.0)	(92.0)	(8.0)	0.4	(100.0)*	(42.6)*	(57.4)*
パートタイム労働者	100.0	0.6	0.2	(100.0)*	(78.3)*	(21.7)*	0.0	(100.0)*	(100.0)*	(-)*
臨時・日雇労働者	100.0	-	-	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	(-)
派遣労働者	100.0	6.6	1.6	(100.0)	(77.0)	(23.0)	0.1	(100.0)*	(100.0)*	(-)*

(単位:%)

区分	労働者計	有害業務の種類(複数回答)									左記の有害業務に常時従事したことがない	不明			
		粉じん作業						じん肺健康診断区分 ²⁾ (複数回答)							
		3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者			1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者			就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者(過去1年間)							
		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ⁴⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾						
	あり	なし		あり	なし		あり	なし							
平成28年 (就業形態別)	100.0	0.6	(100.0)	(84.6)	(15.4)	1.0	(100.0)	(71.7)	(28.3)	0.1	(100.0)	(52.9)	(47.1)	86.5	10.3
正社員	100.0	0.7	(100.0)	(84.7)	(15.3)	1.2	(100.0)	(73.2)	(26.8)	0.1	(100.0)	(39.1)	(60.9)	85.7	10.6
契約社員	100.0	0.4	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	0.3	(100.0)*	(93.8)*	(6.2)*	0.2	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.1	5.9
パートタイム労働者	100.0	0.1	(100.0)*	(76.2)*	(23.8)*	0.3	(100.0)*	(92.6)*	(7.4)*	-	(-)	(-)	(-)	88.8	10.6
臨時・日雇労働者	100.0	-	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	(-)	43.2	56.8
派遣労働者	100.0	2.1	(100.0)*	(72.6)*	(27.4)*	3.4	(100.0)	(27.2)	(72.8)	0.4	(100.0)*	(74.8)*	(25.2)*	83.9	9.5

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。
2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
3) 過去1年間の受診状況による。
4) 過去3年間の受診状況による。